

第2期募集中!!



「子育てに優しい事業所」を認定します。

掛川市では、子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所を「子育てに優しい事業所」として認定します。認定事業所には認定証を交付し、市ホームページへの事業所名掲載や、積極的な取組を紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの一層の発展を支援します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

■認定要件

- ①子育てと仕事の両立環境整備に積極的な取組を実施している
- ②申請時に掛川市に所在し、かつ今後1年以上掛川市に所在する意思がある
- ③市税の滞納がない



■申請手続き

以下の書類等をご準備の上、下記期間内に受付窓口にご提出ください。

- ①申請書
- ②チェックシート
- ③事業所の概要がわかるもの

※申請受付後、専門家（社会保険労務士）が訪問し、内容審査を行います。

※申請書類（様式）は、掛川市役所こども政策課に設置しています（掛川市ホームページからもダウンロードできます）。

■申請期間 平成29年12月1日(金)～平成30年1月31日(水)

■登録事業所になると

- ①イメージアップするとともに、PR効果があります。
- ②社会保険労務士の助言や支援を受けられます。
- ③登録事業所の情報交換会や先進事業所の講演会等、登録後も市からの支援を受けられます。

■受付窓口（問合せ先）

掛川市役所こども希望部こども政策課 〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

☎ 0537-21-1211

e-mail:kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp



☆ 掛川市